



## 裁判員制度



理事 薄井 賢志

いよいよ第59回全国私立保育園研究大会東京大会が開催されます。といっても、この会報が月初めの発送で大会が4日からですので、皆さんがお読みになるのは大会後になるのではないのでしょうか。現時点では着々と準備が進んでおり、多くの参加者で会場がにぎわうことを期待しています。

参加者つながりでこじつけではありませんが、今年裁判員制度が始まってから7年がたち、参加率が下がっているとのニュースがありました。

私は今年裁判員候補者に選ばれ立川にある地方裁判所まで行ってきました。残念ながらと云うべきか、裁判員には選ばれませんでした。このニュースには少し関心を持ってみる事ができました。

ご存知の方も多いと思いますが、裁判員制度は2009年より始められた、裁判所で行われる刑事裁判に6人の裁判委員が3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度です。裁判委員は前の年の11月ごろにまず裁判員候補者名簿に登録され、そのお知らせが届きます。名簿に登録されると調査票や「裁判員制度のQ & A」という冊子が送られてきます。この冊子はDVD付きで裁判員制度のことに興味を持てる内容になっていました。この時点で何らかの理由で辞退する人や、その年の内で参加できない期間などがある方は調査票にその理由を記入して返送します。私の場合は決算理事会や調査書のある5、6月は辞退できるかなと考えているうちに返送期限が過ぎてしまいました。

そして、このようなお知らせがあったことをすっかり忘れていた昨年12月に、裁判員候補者の選任を行う手続きのお知らせが来ました。この時も裁判員候補者の皆様へのお知らせや、質問票、「裁判員制度ナビゲーション」という冊子などが送られてきました。ここでも前の調査票と同様に裁判員を辞退するかななどの質問に回答します。今回は必ず返送しなくてはいけません。冊子については裁判員になった場合の基礎知識などが記載されていました。

選任の当日は朝、裁判所の裁判員候補者待合室に集合し、オリエンテーションや当日質問票の記入の後、全体質問と個別質問がありました。その後、別室で抽選が行われ裁判員と補充裁判員になった方の番号が掲示されました。

私はこの抽選に当たりませんでした。当選された方はこのあと、次の週から行われる裁判員についての説明が行われたようです。

裁判員制度は導入されてから7年が経過、選任手続きの出席率は当初の83.9%から63.1%へ低下しているそうです。仕事や家事、子育てに追われる毎日で、自分くらいは辞退しても良いだろうという考えもよくわかりますが、様々な環境にいる人たちが参加する裁判員制度ですので、皆様もその機会を逃すことの無いようお願いしたいものです。

翻って、私たち東京都民間保育園協会の会員数は皆様の参加意識の高さから、数年後には1,000園を超えそうです。協会は様々な部会や委員会でも成り立っていますので、会員の方はぜひ積極的に部会や委員会への参加をお願いします。